

社会福祉法人 こころの家族
指定介護老人施設 ショートステイ故郷の家・京都
(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護)
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こころの家族が設置する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム故郷の家・京都（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員等（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を提供することにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を提供することにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、常に利用者の家族との連携を図るものとする。
- 5 指定短期入所生活介護〔指定予防短期入所生活介護〕の提供にあたつ

ては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

6 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例39号）」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ 故郷の家・京都（短期入所生活介護）
- (2) 所在地 京都府京都市南区東九条南松ノ木町47

（指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]利用定員）

第4条 事業所の利用定員は20名（1ユニット10名×2ユニット）とする。

なお、短期入所生活介護の利用者数の合計と、介護予防短期入所生活介護の利用者数の合計を合わせて、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

第5条 介護サービス提供時間・受付時間は次のとおりとする。

- (1) 介護サービス提供時間 24時間・365日
- (2) 受 付 時 間 9：00～17：30

（従業者等の職種、員数及び職務の内容）

第6条 この事業所における従業者等の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	定 数	業 務 内 容
施設長	1名	事業所の業務を統括する
管理者	1名	事業所の管理を一元的に行う
医 師	1名	利用者の診療・保健衛生の管理指導
看護職員	1名以上	医師とともに健康管理をする
介護職員	7名以上	利用者の日常生活の介護を行う
生活相談員	1名以上	利用者及び家族の全般的な相談

機能訓練指導員	1名以上	利用者の機能回復、維持の訓練・指導
管理栄養士	1名以上	給食管理、利用者の栄養指導

指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]–従業者は、指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の業務に当たる。

(指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の内容)

第7条 指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の内容は、次のとおりとする。

(ア)短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]計画の作成

(イ)食 事

(ウ)入 浴

(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)

(エ)看 護 (健康管理)

(オ)介 護 (退所時の支援も行う)

(カ)機能訓練 (レクリエーション)

(キ)相談援助サービス

(ク)理美容サービス

(ケ)その他

(指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の利用料等)

第8条 指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 利用予定日の前日17時までに取り消しの連絡がない場合は、キャンセル料の支払いを受けるものとする。キャンセル料は1日分の利用料（滞在費+食費）とする。

4 事業所は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。

(1) 食事の提供に要する費用

朝食	400円／回	昼食	650円／回
おやつ	100円／回	夕食	550円／回

※ 但し、介護保険法施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、認定証に記載されている負担限度額の支払いを受ける。

(2) 滞在に要する費用

個室 3,000円／日

※ 但し、介護保険法施行規則第97条の3の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、認定証に記載されている負担限度額の支払いを受ける。

(3) 通常の実施範囲を超えた送迎費用

通常の実施範囲で送迎を希望される場合は、送迎加算の自己負担分（1割、2割又は3割負担）の額の支払いを受ける。

通常の実施範囲を超えた送迎の場合は、送迎加算の自己負担分（1割、2割又は3割負担）の額とは別に、特別送迎料金として、事業実施地域を超えた地域から要した地点の交通費（実費相当分）の支払いを受ける。

(4) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

実費（別途消費税要）

(5) 理美容代 実費支払い

(6) 通常の日常生活用品購入に必要となる諸費用 実費（別途消費税要）

(7) 特別に電化製品を持ち込まれた場合の電気代

テレビ	1日	30円（電気代）
電気ポット	1日	50円（電気代）
冷蔵庫	1日	50円（電気代）
電気毛布	1日	30円（電気代）

上記の電化製品を持ち込まれた場合は電気代をご負担して頂きます

- 5 利用料の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に

対して交付する。

- 8 事業所は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(緊急時等における対応方法)

- 第9条 生活相談員等は、短期入所生活介護[介護予防短期入所生活介護]の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡をする等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第10条 通常の事業の実施地域は、京都市南区・伏見区・下京区・中京区・東山区の区域とする。(ただし、その他の地域からの相談に応じます。)

(衛生管理等)

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

- 2 この指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]事業所において感染症が発生しないよう、又は蔓延しないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(事業所利用に当たっての留意事項等)

第12条 事業所利用に当たっての留意事項等はつきのとおりとする。

- (1) 食事時間：朝食 8時00分～9時00分
昼食 12時00分～13時00分
夕食 18時00分～19時00分

食事は原則として、食堂にて上記の時間に提供するものとするが、心身の状態やご本人の希望により、食事開始時間を遅らせることや、食堂以外の場所（居室等）で食事を提供することができる。

- (2) 入浴：週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて、
清拭となる場合がある。

- (3) 協力医療機関等

協力医療機関

名称：医療法人 同人会 京都九条病院
住所：京都市南区唐橋羅城門町10
電話：075-691-7121 FAX：075-691-5311

協力医療機関

名称：医療法人 健康会 京都南病院
住所：京都市下京区西七条南中野町8
電話：075-312-7361 FAX：075-311-7965

協力歯科医療機関

名称：医療法人 伸真会 ホリイ歯科医院
住所：京都市山科区四ノ宮大将軍町18-1
グランシャリオ四宮101
電話：075-582-4480 FAX：075-582-4480

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて避難、救出、夜間の想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。
- 3 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講

するものとする。

- 2 事業所は、提供した指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の提供に関し、市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第 15 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
 - 3 事業所は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

(虐待の防止)

- 第 16 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束の制限)

第 17 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 利用者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス〔指定介護予防短期入所生活介護サービス〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 19 条 事業所は、全ての従業者（医療・福祉関係の有資格者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕に関する記録を整備し、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所

生活介護] 完結の日から 5 年間保存するものとする。

- 5 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人こころの家族と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。
- 4 この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、令和 6 年 3 月 31 日から施行する。
- 6 この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。